

身体拘束等適正化のための指針

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、医療法人社団栄宏会及び医療法人双葉会（以下「法人」という）の運営する訪問看護及び訪問リハビリ事業所（以下「事業所」という）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止の意識を高め、身体拘束をしない支援を実践するため本指針を作成する。

2. 身体拘束に該当する行為

（1）身体拘束について

緊急やむを得ない場合等、正当な理由なく身体を拘束すること。

*この場合の正当な理由とは、切迫性(利用者本人または他者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しい場合)、非代替性(身体拘束以外に代替する方法がないこと)、一時性(身体拘束は一時的なものであること)のすべてを満たす場合

（2）身体拘束の具体例

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰服用させる。
- ⑥自分の意思で開ける事のできない居室等に隔離する。

3. 身体拘束適正化委員会、その他事業所内の組織に関する事項

身体拘束の適正化に取り組むにあたって「身体拘束適正化委員会」（以下「委員会」という）を設置する。なお、委員会を組織的に運用することを目的に、法人の運営する訪問事業所の合議体として共同で一体的に開催する。

- イ) 各事業所は身体拘束適正化に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ロ) 委員会の担当者は原則として管理者が行う。
- ハ) 委員会は担当者の中から委員長を 1 名選出する。
- ニ) 委員会の開催は年 1 回以上とし、高齢者虐待防止委員会と一体的に行う。
- ホ) 委員会は以下の事項等を協議する。
 - ① 身体拘束の適性化に関する基本方針、行動規範等及び職員への周知に関すること
 - ② 身体拘束の適性化のための指針、マニュアル等の整備に関すること
 - ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
 - ④ 身体拘束予防、早期発見に向けた取り組みに関すること

⑤ 身体拘束が発生した場合の対応と、原因分析、再発防止策に関すること

4. 身体拘束防止及び適性化のための職員研修

職員に対する研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利養護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- (1) 定期的な研修を職員全員に対し実施（年1回以上）
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容及び出席者の記録と保管

5. 虐待等が発生した場合の対応方法

(1) 正当な理由なく身体拘束が発生し、虐待と判断される場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因のすみやかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 身体拘束等が発生した場合の相談・報告体制

(1) 利用者、利用者家族、職員等から通報を受けた場合は、本方針に従って対応することとする。相談窓口は各事業所の身体拘束適正化委員とする。

(2) 事業所内で正当な理由なく身体拘束等が疑われる場合は、身体拘束適性化委員会及び高齢者虐待防止委員会に報告し、すみやかな解決につなげるよう努める。

(3) 訪問する利用者宅内における高齢者等虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日ごろから虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者等虐待防止委員会及び担当者は職員に対して早期発見に努めるよう促す。

7. 当指針の閲覧について 利用者は、事業所内で本指針を閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

8. その他 権利養護及び高齢者等虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利養護とサービスの質の向上を目指すように努める。

附則 令和6年6月1日より施行する